

平内町農業用ドローン操縦資格取得費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内における農業用ドローンの活用を促進することにより農薬・肥料散布等の負担軽減や生産性向上、さらには人手不足問題の解消を図るため、農業用ドローンの操縦資格を取得する者に対し予算の範囲内において平内町農業用ドローン操縦資格取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平内町補助金交付規則（平成13年11月15日規則第16号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する農業者とする。

（1） 町内に住所を有する認定農業者・認定新規就農者またはその専従者、雇用人であり、資格取得後5年間は町内で農業に従事するもの。ただし、事業所等の法人は除く。

（2） 町内に農地を所有している又は町内の農地を借受けていること。また、専従者、雇用人においては雇用主が町内に農地を所有している又は町内の農地を借受けていること。

（3） 平内地域病害虫防除実施協議会の事業に協力できるもの。ただし畑作農家の場合はその限りではない。

（4） 町税の滞納がないこと。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ドローン操縦資格の新規取得とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるドローン操縦資格取得は補助事業の対象外とする。

（1） 補助金申請時においてすでに資格取得済のもの。

（2） 取得後のドローン利用目的が農業用以外であるもの。

（補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費は、農業用ドローン操縦資格取得費に直接要した経費（入学金、教材費、教習料、検定料、諸手続等資格の取得に係る費用をいう。）ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

（1） 資格更新料、資格再取得費

（2） 資格取得に係る交通費

（補助額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、12万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、平内町農業用ドローン操縦資格取得費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（1） 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）

（2） 受講機関等の受講費用の見積書（内訳がわかるもの）

（3） 町税の納税証明書又は滞納確認のための同意書

（4） その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、一人につき1回限りとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めたときは、平内町農業用ドローン操縦資格取得費補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該補助対象者へ通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定及び第9条の補助事業の変更の承認について条件を付けることができる。

（補助金の交付）

第8条 前条による補助金の交付決定を受けた補助対象者は、平内町農業用ドローン操縦資格取得費補助金請求書（様式第4号）により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた当該補助事業について、事業内容の変更又は事業を中止するときは、平内町農業用ドローン操縦資格取得費補助金変更申請書（様式第5号）を町長へ提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めたときは、平内町農業用ドローン操縦資格取得費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該補助対象者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、平内町農業用ドローン操縦資格取得費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績及び収支精算報告書（様式第8号）
- （2） ドローン操縦資格取得に要した費用の領収書の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

2 前項とは別に補助対象者は資格取得を証する書類の交付を受けたときには、認定証の写しをすみやかに町長に提出しなければならない。

3 補助対象者は、当該補助事業が完了した翌年度から5年間、毎年3月31日までに次に掲げるいずれかの書類を町長に提出しなければならない。

- （1） 販売先から発行される販売証明書の写し（認定農業者・認定新規就農者の場合）
- （2） 雇用主が発行した源泉徴収票の写し（専従者・雇用人の場合）
- （3） 作業日誌
- （4） その他町長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 受講後に資格を取得できなかったとき。
- （4） 資格取得後、やむをえない理由がある場合を除き、5年以内に町内で農業に従事しなくなったとき。
- （5） 資格取得後、正当な理由なしに平内地域病虫害防除実施協議会を退会したとき。

2 町長は、前項の決定をしたときは、平内町農業用ドローン操縦資格取得費補助金取消通知書（様式第9号）を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、平内町農業用ドローン操縦資格取得費補助金返還命令通知書（様式第10号）により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。